

令和5年3月23日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和5年3月23日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時25分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	堀 啓 一
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子

2 議題について

(1) 議決事項

議案第12号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

議案第13号 令和5年度学校(園)医等の委嘱について

議案第14号 墨田区登録文化財の登録の諮問について

(2) 報告事項

第1 教育委員会関係議案(墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について

第2 教育課題の進捗状況について

第3 寄付者への感謝状の贈呈について

第4 職員の服務事故及び服務監察結果の報告について

- 第5 令和4年度就学相談委員会における審議判定結果について
- 第6 教職員の服務事故の公表について
- 第7 新保健施設等複合施設における教育センターの検討状況について

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岸田委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第13号については人事に関する案件、議案第14号については行政運営上の審議情報に関する案件、報告事項第4及び第6については人事に関する案件であることから、秘密会として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第13号、第14号、報告事項第4及び第6については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1・・・資料番号【12-1～12-3】

議案第12号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第12号は、原案どおり改正することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-9】

報告事項第1「教育委員会関係議案(墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例)の一部を改正する条例の作成に伴う意見聴取について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要になります。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1~2-3】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

指導室長（「学習指導要領への対応（GIGAスクール構想における授業改善の推進）」について説明）

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

すみだ教育研究所長（「すみだ教育指針」の改定及び「学力向上新3か年計画（第3次）の策定」及び「学力向上新3か年計画（第2次）の推進」について説明）

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1】

報告事項第3「寄付者への感謝状の贈呈について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第5・・・資料番号【資料4-1】

報告事項第5「令和4年度就学相談委員会における審議判定結果について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

浅松委員 就学相談の判定結果と保護者の希望に相違があり、普通学級に入ったものの、不適を起こしているケースで、保護者が校長や区に相談して、進路修正することについて、区ではどの程度把握していますか。

学務課長 転学は先ほど申し上げた数値のとおりですが、区側と保護者の意見が一致しない場合、最終的には保護者の意見を優先しています。また、一般的に、父親の方が「特別支援学級に行くほどではない」と、異議を述べられるケースが多いと聞いています。

浅松委員 そういうケースは私が校長を務めていた頃にも経験がありますが、学校で預かる際の最初の面談での対応がとても大事だと思います。普通学級での集団の中で伸びる部分もあるため、一概にどちらが良いとは言えず、難しいところだとは思いますが。

岡田委員 知的障害のある子の特別支援学級では、どの教科も普通学級とは完全に別の場所で勉強するのですか。

学務課長 別の教室で、8人のクラスで勉強します。

岡田委員 普通学級との行き来はないのですか。

指導室長 例えば校外学習、プール、運動会等の学校行事で、その学年の普通学級の中で行うものもあります。これは交流及び共同学習という名称で、文部科学省が示している内容です。

岡田委員 小学校では、特別支援学級は25校全てに設置されているのですか。

学務課長 いえ、特別支援学級は小学校25校のうち9校に設置されています。中学校は10校の

うち5校です。小学校は149人、中学校は65人が学んでいます。

岡田委員 幼稚園で一緒だった子たちと別れて、違う学校に通わなければいけないということもあるのですか。

学務課長 場合によってはあります。

教育長 特別支援学級と特別支援教室の違いを説明してくれますか。

学務課長 特別支援学級は、軽度な知的障害がある子どもが学びます。また、難聴の子どもについても、普段は通常学級に通いながら、小学校は言問小、中学校は桜堤中学校の通級指導学級で、週何回か学ぶ形になっています。同様に、言葉の障害についても、小学校は3校に通級指導学級を設置しています。障害の程度が著しい場合は、都立の特別支援学校に行くことになっています。一方、特別支援教室では、発達障害や情緒障害の子どもが、通常学級に在籍しながら、その指導の時間のみ、通常学級から別教室に移って学びます。教員は各校を巡回して指導しています。現在、小学校で発達障害、情緒障害の子どもが604人、中学校で78人が学んでいます。そのほか、通常学級に在籍する肢体不自由や基礎疾患を持つ子には介助補助員をつけて、医療的ケアの場合は看護師をつけて学んでいます。

教育長 特別支援学級と特別支援教室の大きな違いは、特別支援教室は知的な遅れがないということですね。

学務課長 はい。

教育長 例えばADHDの子が特別支援教室に通うこともあるのですね。

学務課長 はい。

岡田委員 特別支援教室で教える教員は、心理学などを研修していたりするのですか。

指導室長 特別支援教室は、教員免許があれば配置できます。そのため、特別支援学校の免許を持っていない教員も、特別支援教室の巡回指導教員に充てることがあります。

岡田委員 それぞれいろいろなケースがあり、専門的な知識がないと対応できないと思いますが。

指導室長 おっしゃるとおりですので、毎年度、特別支援教室の教員には、新規採用者をはじめ若手を中心に研修を行っています。拠点校に数人の巡回指導教員がいますが、その中には特別支援学校の免許を持った専門性の高い教員を配置している構成にしています。

教育長 他県の特別支援学級や特別支援学校には、特別支援学校の免許と、自分が教える小・中学校の免許を持っている方が条件となるのですが、そうすると教員が集まらないので、東京都はそのような条件にしていません。教育職員免許法では、特別支援学校の免許と小・中学校の免許が必要ですが、現在は附則に、特別支援学級の免許を持たないでも教えられるという規定があります。ほかにございますか。

岸田委員 最近、いわゆる境界線の子どもが増えていて、その子たちに対しての指導の仕方で苦慮しているという話も聞いていますが、墨田区の実態はどうでしょうか。また、特別支援教室ですが、虐待を受けている子が発達障害と同じような症状を持つことや、母親が精神的な病を抱えていて、子に対してつらく当たった結果、その子が情緒不安定になっているような事例もあります。ですから、面接される方も、家庭事情等を関係部局と情報共有して、本当にADHDなのか、それとも家庭に問題を抱えているのか、調査していただけたらと思います。

教育長 特別支援学級や特別支援教室については、一定の判断が必要になってくることを説明

してください。

学務課長 特別支援教室も特別支援学級も、判定委員会では、IQを中心とした発達検査をしています。また、おもちゃを与えて遊ばせてみて、その子の行動の様子を見る行動観察や、医師の診断で判断しています。境界線の子どもについては、公立学校の小・中学校の普通学級に8.8%、全国で約80万人の発達障害の子がいると推計されると、大きく報道されましたが、文部科学省によると、以前より教員や保護者の理解が深まり、従来は単に落ち着きがない子と見過ごされていた子が、特別支援対応ケースと認知されることも増えてきたということです。8.8%の内訳ですが、重複している子もいるため足し合わせて8.8%にはなりません。学習障害6.5%、ADHD4%、自閉症1.7%です。普通学級にいる子ですので、自閉症が少ないと思われるかもしれませんが、ADHDは成長とともに落ち着く傾向があるということが、12月の文科省の調査結果が発表されていました。

教育長 そうした子の普通学級での対応はどうしていますか。

指導室長 普通学級の中で過ごせる児童・生徒であれば、担任がある程度その子に合った支援をしながら授業を進めていきます。授業中に教室から出ていってしまうようなことがあれば、学校支援指導員を配置して、安全を見守るような形になります。気になる子どもの存在は、担任になって二、三日ですぐ感じるの、校内にいる特別支援教育コーディネーターがそうした情報を上げて、校内委員会で情報共有し、保護者に特別支援教室などについて相談していくとか、関係機関に相談していくといった対応をしています。

岡田委員 現在の主流は、できるだけ普通学級で受け入れようという考え方が、それとも、その子のためにはできるだけ情緒学級でケアしてあげようという考え方が、どちらですか。

学務課長 同じ場所で一緒に学ぼうという考え方が大きな流れではあります。

岸田委員 支援員は十分に配置されているのでしょうか。時々学校へ行くと、先生から支援員の数が足りないという話を聞きます。

庶務課長 知的障害の特別支援学級については、1クラスに1人介助員がつきます。

岸田委員 普通学級ではどうですか。

指導室長 学校支援指導員は指導室で、週29時間予算配当しています。学校へのヒアリングで特に配慮を要する子どもが多い学校には、予算の範囲内で何時間がプラスします。

教育長 特別支援学級についても説明をお願いします。

庶務課長 知的障害学級には、8人1学級に対して介助員を1人配置します。重度障害の子どもには加算して配置するといった配慮をしています。幼稚園には、障害のある子ども2人につき介助補助員1名をつけ、担任の補助をしています。

報告事項第7・・・資料番号【資料5-1】

報告事項第7「新保健施設等複合施設における教育センターの検討状況について」、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございますか。本件については岸田委員が、教育の話だけではなく、子ども・子育て支援部や保健衛生担当と連携して、重層的に相談に応じる対応を着実に進めてほしいと言っていましたね。

岸田委員 はい。情報共有はとても大事ですので、1か所で複数の対応ができるのが理想的だと思います。

教育長 教育センターで複数の支援が必要な相談を受けた場合は、他部署と連携できるのですか。

すみだ教育研究所長 福祉保健部など区長部局とも連携して対応していきたいと思います。

教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第11号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

(発言なし)

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方は、係員の指示に従ってご退出ください。

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり。

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。